

福岡市公報

令和5年8月31日 第6986号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—	ページ
規 則	
○福岡市事務分掌規則の一部改正 (第93号)	1
公 告	
○一般競争入札の実施 (第239号)	2
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第240号)	3
○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告 (第241号)	3
水 道 局	
○指定納付受託者の名称の変更 (告示第3号)	4
中 央 区	
○住民票の消除 (告示第2号)	4
南 区	
○住民票の消除 (告示第5号)	5

規 則

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年8月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第93号

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「事業所指定・指導係」を「事業所指定・指導第1係
事業所指定・指導第2係」に改める。

別表第1 総務企画局の部企画調整部の項中「13」を「14」に、「23」を「24」に改める。

別表第3 2 特命担当の課長の表中「5」を「1」に改める。

別表第3 3 主査の表中「16」を「6」に改める。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

公 告

福岡市公告第239号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年8月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
港湾土木	令和5年度和白護岸外1箇所改良工事	
	令和5年度着定基質等設置工事（箱崎地区外）	
	令和5年度中央ふ頭西-7.5m岸壁外1箇所防舷材設置等工事	
ほ装A	令和5年度香椎かもめ大橋舗装工事	
	令和5年度アイランドシティ地区臨港道路1号線歩道舗装工事	
	市道今津2500号線道路舗装工事	
	市道塩原47号線道路舗装補修工事	
	市道平和桧原線道路舗装補修工事	
	令和5年度アイランドシティ地区区画道路45歩道舗装工事	
	那珂校区舗装補修工事（その4）	
	社領544号線道路舗装工事	
	市道屋形原柏原線歩道改良工事（その1）	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年9月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第240号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年8月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
現金整理機・現金計数機等賃貸借	福岡市中央区那の津一丁目7番5号 経済観光文化局ポートレース事業部経営企画課	令和5年6月20日	東京都港区虎ノ門一丁目1番2号 ローレルバンクマシン株式会社	28,160,000円 (年額)	令和5年4月27日

福岡市公告第241号

建築基準法第75条の2第2項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和5年8月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
松山二丁目建築協定
- 2 意思の表示に係る建築協定区域隣接地
福岡市城南区松山二丁目467番238外2筆
- 3 意思の表示があった日

令和5年8月2日

水 道 局

福岡市水道局告示第3号

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者から令和4年福岡市水道局告示第4号により告示した事項について変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のように告示する。

令和5年8月31日

福岡市水道事業管理者 坂 本 秀 和

区 分	指定納付受託者の名称	指定納付受託者に納付させる歳入	変 更 年月日
変更前	イオンクレジットサービス株式会社	水道料金、下水道使用料（福岡市水道事業管理者事務委任規則（昭和35年福岡市規則第69号）第2号の規定に基づき、水道事業管理者が事務の委任を受けたものに限る。）及び再生水料金	令和5年 6月1日
変更後	イオンフィナンシャルサービス株式会社		

中 央 区

福岡市中央区告示第2号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市中央区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和5年8月31日

福岡市中央区長 井 口 宏 樹

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市中央区春吉三丁目26番12-309号 エンクレスト天神Ⅲ	中村 一博	
福岡市中央区平尾五丁目4番32号 平尾山荘マンション406号	服部 広秀	

福岡市中央区荒戸三丁目2番25-201号 ロータリープラザ大濠	坂 義弘	令和5年7月25日
福岡市中央区六本松二丁目10番17-202号 朝日プラザ六本松	吉廣 遼基	
福岡市中央区草香江一丁目4番25-503号 グラン大濠公園	山口 耕司	
福岡市中央区地行二丁目2番14号 西鉄今川寮322号	福山 昌和	

南 区

福岡市南区告示第5号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市南区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和5年8月31日

福岡市南区長 久 田 章 浩

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市南区大橋二丁目19番3-203号 メヌエット大橋駅前	甲斐 創	令和5年7月28日
福岡市南区日佐三丁目38番15-202号 フローラ南日佐	下田 一博	
福岡市南区柳瀬一丁目3番12号 第2藤喜ビル402号	森 健志	
福岡市南区老司三丁目43番4-202号 市営老司住宅4号棟	脇山 玲志	

